

特別養護老人ホーム亀山愛の里

重要事項説明書

令和 7年 3月 1日

社会福祉法人 如水会

特別養護老人ホーム亀山愛の里

三重県亀山市川合町1288-4

TEL (0595)84-1500

FAX (0595)84-1501

特別養護老人ホーム亀山愛の里 重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 如水会
- (2) 法人所在地 岐阜県揖斐郡大野町大字大野字上城東742-14
- (3) 電話番号 0585-35-7717
- (4) FAX番号 0585-35-7718
- (5) 代表者氏名 理事長 佐々木 史郎
- (6) 法人設立年月 平成21年 8月 1日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
平成25年5月1日指定「三重県 第24700400660号」
- (2) 施設の名称 特別養護老人ホーム 亀山愛の里
- (3) 施設所在地 三重県亀山市川合町1288-4
- (4) 電話番号 0595-84-1500
- (5) FAX番号 0595-84-1501
- (6) 施設長(管理者)氏名 北 民雄
- (7) 施設の運営方針 利用者がその人らしい在宅生活が続けられるよう自立に向けた援助を行います。利用者との関わりを大切に、家庭的な雰囲気が感じられる施設を目指します。
- (8) 開設年月日 平成25年 5月 1日
- (9) 入所定員 50人

3. 居室等の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	50室	洗面所付
共同生活室	5室	
浴室	6室	
医務室	1室	

※ 上記は、介護保険法で定める指定介護老人福祉施設に筆致が義務付けられている設置基準を満たしています。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名以上	1名
2. 介護職員	17名以上	17名
3. 生活相談員	1名以上	1名
4. 看護職員	2名以上	2名
5. 介護支援専門員	1名以上	1名
6. 医 師	（非常勤） 1名	1名
7. 管理栄養士	1名以上	1名
8. 機能訓練指導員	1名以上	1名

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

【主な職員の勤務体制】

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	週 1回
2. 介護職員	早番 : 7:30～16:30
	日勤 : 8:30～17:30
	遅番 : 11:00～20:00
	夜勤 : 16:00～翌日 9:00
	夜勤 : 17:00～翌日 10:00
3. 看護職員	日勤 : 7:30～16:30
	日勤 : 8:30～17:30

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

（1）介護保険の給付対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の原則1割を負担していただきます。

（所得に応じて負担割合が変わる場合があります。）

【サービスの概要】

① 食事介助

- ・ 管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体状況及び嗜好を考慮して提供された食事を快適かつ安全に摂っていただけるよう援助します。
- ・ 標準的な食事時間は、次のとおりです。
- ・ 朝食 : 8:00～ 昼食 : 12:00～ 夕食 : 18:00～

② 入浴介助

入浴又は清拭を週2回以上行います。利用者の身体能力を最大限に活用した入浴ができるように援助します。

③ 排泄介助

排泄の自立を促すため、利用者の排泄リズムに合わせた排泄時間、及び身体能力を最大限に活用した排泄形態での援助を行います。

④ 健康管理

医師や看護職員が健康管理を行います。

⑤ その他自立への支援

- ・施設内での日常生活行動の中で、在宅での生活に復帰できるよう援助を行います。
- ・生活の場としての環境を整備し、安心して日常生活が送れるよう支援します。

【サービス利用料金(1日当り)】(契約書第5条参照)

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払ください。

(サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。)

◎ 地域区分 6級地…1単位 10.27円

ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

- | | |
|----------|---------|
| i 要介護1 | 670単位/日 |
| ii 要介護2 | 740単位/日 |
| iii 要介護3 | 815単位/日 |
| iv 要介護4 | 886単位/日 |
| v 要介護5 | 955単位/日 |
- ・ 個別機能訓練加算Ⅰ 12単位/日
 - ・ 個別機能訓練加算Ⅱ 20単位/月
 - ・ 栄養マネジメント強化加算 11単位/日
 - ・ 看護体制加算(Ⅰ)イ 6単位/日
 - ・ 看護体制加算(Ⅱ)イ 13単位/日
 - ・ 日常生活継続支援加算(Ⅱ) 46単位/日
 - ・ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位/日
 - ・ 科学的介護推進体制加算Ⅱ 50単位/月
 - ・ ADL維持等加算Ⅰ 30単位/月
 - ・ ADL維持等加算Ⅱ 60単位/月
 - ・ 安全対策体制加算 20単位/入所初日
 - ・ 夜間職員配置加算(Ⅱ) 28単位/日
 - ・ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 算定した総単位数の13.6%/月

【その他の加算料金(1日あたり)】 下記条件に応じて加算されます。

- (ア) 療養食加算 6単位/回
医師の指示箋の基づく療養食を提供した場合、1日に3回を限度として加算
- (イ) 再入所時栄養連携加算 400単位
二次入所時に栄養管理が大きく変わり、病院又は診療所の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を作成した場合。
- (ウ) 初期加算 30単位/日
新規入所後、若しくは30日を超える病院等への入院後の再入所に限り、入所した日から30日以内に期間については、初期加算(30単位)を徴収する場合があります。
※ 退所時等相談援助加算(一部対象外あり)
- (エ) 退所前訪問相談援助加算 460単位
退所前に生活する居宅を訪問して相談援助を行った場合。
(入所中1~2回、460単位/回)
- (オ) 退所後訪問相談援助加算 460単位
退所後30日以内に生活する居宅を訪問して相談援助を行った場合
(退所後1回を限度とする。)
- (カ) 退所時相談援助加算 400単位
入所者及びその家族に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センター、希望される指定居宅事業所等に対し必要な情報提供を行った場合(1回を限度とする。)
- (キ) 退所前連携加算 500単位
居宅介護支援事業所と退所後の在宅サービスの利用上の必要な調整を行った場合(1回を限度とする。)

(注) 上記加算については、加算必要条件が変更になる場合があります。

- 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- 利用者が、6日以内の入院又は外泊された場合には、1日あたり246単位を算定させていただきます。ただし、月をまたぐ場合は最大12日間となります。
(契約書第18条、第22条参照)
この他、居住費についても負担していただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第4条、第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

- ① 居住費 2,100円 (日額)
- ② 食費 1,700円 (日額)

当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供しています。

ただし、この2つの費用は、経済状況等により「特定入所者介護サービス費」の給付対象の方の場合、定められた負担限度額をお支払いいただくことになります。

(日額)

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
居住費	880円	880円	1,370円	1,370円
食費	300円	390円	650円	1,360円

③ その他の日常生活費

項目	内 容	個別実費
日常生活費	利用者が特別に希望する日常生活用品等	実費
嗜好品	利用者が特別にご希望の飲食物や行事食、外出時の食事代等	実費
行事参加費	入場料・交通費・行事諸雑費等	実費
理美容代	理髪サービス(施設まで出張)	実費
預金管理	原則 預り金を致しません(原則 お断り)	—

④ 貴重品の管理

利用者の希望により、貴重品管理サービスを利用いただけます。

⑤ レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望により趣味やレクリエーション等の活動に参加いただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただくこともあります。

⑥ 健康管理費

インフルエンザ予防接種に係る費用など：実費相当額

⑦ 複写物の交付

利用者は、サービスで提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費を負担していただきます。1枚につき10円

⑧ 契約書第19条に定める所定の料金

- ・ 利用者が契約終了後も居室を使用する場合等に、本来の契約終了日以降の日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る介護サービス料金は、要介護度に応じて、施設サービス費の10割分を負担していただきます。

利用者が、要介護認定で自立又は要支援状態と判定された場合は、要介護1の施設サービス費の10割分を負担していただきます。

- ・ 居住費 2,100円 (日額)
- ・ 食費 1,700円 (日額)

※ 「特定入所者介護サービス費」は、対象外になります。

(3) 利用料金のお支払方法(契約書第5条参照)

前記 (1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算を行い、原則ご利用者側指定口座から、翌月自動引き落としとさせていただきます。

(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算を行い、上記同様の取扱とさせていただきます。)

(4) 利用(在籍)中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。

① 協力病院

医療機関の名称	みえ呼吸嚥下リハビリクリニック
所在地	亀山市アイリス町14-7
医療機関の名称	亀山市立医療センター
所在地	亀山市亀田町466-1

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	北町もり歯科
所在地	亀山市北町390-1

6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に、このような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。(契約書第13条参照)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 利用者が死亡した場合② 要介護認定によりご利用者が自立又は要支援状態と判定された場合③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合⑤ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ 利用者から退所のお申出があった場合(詳細は以下をご参照ください。)⑦ 事業者から退所の申出を行った場合(詳細は以下をご参照ください。) |
|--|

(1) 利用者からの退所の申出(中途解約・契約解除)(契約書第14条、第15条参照)

契約の有効期間であっても、利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに退所届をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所す

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② 利用者が入院された場合 |
|--|

- ③ 事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(2) 事業者からの申出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第16条参照)

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者によるサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当の期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が連続して3か月間を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合若しくは入院した場合
- ⑤ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合

利用者が病院等に入院された場合の対応について(契約書第18条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

- ① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合
6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院期間中であっても、所定の利用料金を負担していただきます。

② 7日以上3か月以内の入院の場合

3か月以内に退院された場合には、退院後再び入所することができます。ただし、入院時に予定されていた退院日より早く退院された場合等、退院時に施設の受入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等を利用していただく場合があります。この場合、入院時の7日目以降の期間については利用料金を負担していただく必要はありません。

③ 3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合、又は3か月以上入院となった場合には、契約を解除します。

(3) 円滑な退所のための援助(契約書第17条参照)

利用者が当施設を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を行います。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 適切な病院又は診療所若しくは介護老人保健施設等の情報提供② 居宅介護支援事業者の情報提供③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の情報提供 |
|--|

7. 残置物の引取りについて(契約書第21条参照)

入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者に所持品(残置物)を利用者が引き取れない場合は、身元引受人に引取っていただきます。

また、引き渡しに係る費用は、利用者又は身元引受人に負担していただきます。

8. 事故発生時の対応

施設サービスにおいて事故が発生した場合は、速やかに必要な処置を行い、利用者のご家族、必要に応じては医療機関等に連絡を取るとともに、公的機関に報告することとします。

9. 緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き

施設は、指定介護老人福祉施設のサービス提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動の制限を行いません。施設は、前述の身体拘束等を行う場合は、次の手続きにより行います。

- ① 身体拘束廃止委員会を設置します。
- ② 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。
- ③ 当該入所者又はご家族に説明しその他の方法が無かったか改善方法を検討します。

10. 虐待防止に関する事項について

(1) 施設は、入所者の人権の擁護・虐待等の防止の為に次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。
- ② 入所者及びその家族からの苦情対応体制の整備をします。
- ③ その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
 - ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置を講じます。
 - ・介護相談員の受け入れを行います。
 - ・その他必要な措置を講じます。

(2) 施設は、サービス提供中に当該施設職員等による虐待を受けたと思われる入所者を

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業者は、前項の規定にかかわらず利用者及びその家族の個人情報を必要最小限の範囲内で使用・提供します。

(3) 個人情報の使用及び提供期間は、サービス提供の契約期間に準じます。

12. 苦情の受付について(契約書第23条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

① 苦情受付窓口(担当者)

(職名) 生活相談員 介護支援専門員

② 受付時間 毎週 月曜日 ~ 金曜日 9:00 ~ 17:00

また、苦情受付ボックスを設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

三重県健康福祉部 長寿介護課 施設サービス班	所在地 : 津市広明町13番 電話番号 : 059-224-2235 FAX : 059-224-2919 受付時間 : 月曜日~金曜日 9:00~17:00
鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課	所在地 : 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所西館3階 電話番号 : 059-369-3205 FAX : 059-369-3202 受付時間 : 月曜日~金曜日 9:00~17:00
津市健康福祉部 介護保険課	所在地 : 津市丸之内23番1号 電話番号 : 059-229-3149 FAX : 059-229-3334 受付時間 : 月曜日~金曜日 9:00~17:00
松阪市健康福祉部 介護保険課	所在地 : 松阪市殿町1340番地1 電話番号 : 0598-53-4190 FAX : 0598-22-1119 受付時間 : 月曜日~金曜日 9:00~17:00
国民健康保険団体連合会 介護保険苦情処理係	所在地 : 津市桜橋2丁目96番 三重県自自会館2階 電話番号 : 059-222-4165 FAX : 059-222-1466 受付時間 : 月曜日~金曜日 9:00~17:00
三重県 社会福祉協議会	所在地 : 津市桜橋2丁目131番 電話番号 : 059-227-5145 FAX : 059-227-6618 受付時間 : 月曜日~金曜日 9:00~17:00

亀山愛の里ショートステイ

〔短期入所生活介護〕

重要事項説明書

令和7年 2月 1日

社会福祉法人 如水会
亀山愛の里ショートステイ

三重県亀山市川合町1288-4

TEL (0595)84-1500

FAX (0595)84-1501

亀山愛の里ショートステイ 重要事項説明書

「指定居宅サービス・指定介護予防サービス」
～短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護～

当事業所は、ご利用者に対して短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1・2」「要介護」と認定された方が対象となりますが、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 如水会
- (2) 法人所在地 岐阜県揖斐郡大野町大字大野字上城東742-14
- (3) 電話番号 0585-35-7717
- (4) F A X 0585-35-7718
- (5) 代表者氏名 理事長 佐々木 史郎
- (6) 法人設立年月 平成21年 8月 1日

2. 事業所の概要

- (1) 施設の種類の 指定(介護予防)短期入所生活介護事業所
平成25年5月1日指定「三重県第2470400652号」
※ 当事業所は、特別養護老人ホーム亀山愛の里に併設されています。
- (2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、利用者が在宅生活を続けることができるように支援することを目的として、ご利用者に短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 亀山愛の里ショートステイ
- (4) 事業所の所在地 三重県亀山市川合町1288-4
- (5) 電話番号 TEL 0595-84-1500
- (6) 施設長(管理者)氏名 北 民雄
- (7) 事業所の運営方針

- ① 個別サービス計画に基づき、可能な限り自宅における生活への復帰を念頭に置いて介護をします。

- ② 利用者の意思及び人格を尊重します。
- ③ 利用者の立場に立った介護サービス・介護予防サービスを提供します。
- ④ 地域や家庭との結びつきを重視します。
- ⑤ 栄養を考えた食事を提供します。

- (8) 開設(サービス開始)年月日 平成25年 5月 1日
- (9) 通常の事業実施地域 亀山市、鈴鹿市、津市、四日市市
- (10) 営業日及び受付時間
 - ・ 営業日 年中無休
 - ・ 受付時間 24時間
- (11) 利用定員 30名 及び 特別養護老人ホーム空室定員
- (12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として1人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	30室	他に特養空床利用あり
共同生活室	3室	
浴室	3室	他に特養の浴室利用あり
医務室	1室	特養共用

☆ 居室の変更 : 利用者から居室の変更希望の申出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

☆ 居室に関する特記事項

居室 : 洗面所、床頭台、タンス(3段)、電動ベッドを設置しています。

トイレ : ユニット内に3か所あります。

廊下 : 車イスでの移動でも十分な広さを確保してあります。

空調 : 全室に冷房・暖房機を設置しています。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】

(平成 30年 4月 1日現在)

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長 (管理者)	(1)名	1名
2. 介護職員	13.75名	10名
3. 生活相談員	1(1)名	1名
4. 看護職員	1名	1名
5. 医師	(1)名	1名
6. 管理栄養士	(1)名	1名
7. 機能訓練指導員	(1)名	1名

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※ ()は特養と兼務

【主な職員の勤務体制】

職 種	勤 務 体 制
1. 介 護 職 員	早番 : 7:00～16:00 日勤 : 8:30～17:30 遅番 : 11:00～20:00 夜勤 : 17:00～翌日10:00 夜勤 : 17:00～翌日10:00
2. 看 護 職 員	早勤 : 7:30～16:30 日勤 : 8:30～17:30

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(8割又は9割)が介護保険から給付されます。

【サービスの概要】

① 食事介助 (ただし、食材料費・調理コストは別途いただきます。)

- ・ 当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して提供します。
- ・ 利用者の自立支援のため離床して食事を摂っていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食 : 8:00～、 昼食 : 12:00～、 夕食 : 18:00～

② 入浴介助

- ・ 入浴又は清拭を週2回以上行います(清拭は必要に応じて行います)。
- ・ 利用者の身体能力を最大限活用した入浴ができるように援助します。

③ 排泄介助

- ・ 排泄の自立を促すため、利用者の排泄リズムに合わせた排泄時間、及び身体能力を最大限に活用した排泄形態での援助を行います。

④ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が健康管理を行います。

⑤ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ 施設内での日常生活行動の中で、在宅での生活を継続できるよう援助を行います。
- ・ 生活の場としての環境を整備し、安心して日常生活が送れるよう援助します。

【サービス利用料金(1日当り)】(契約書第4条・第5条参照)

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。

(上記サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。)

【地域区分 6級地 55%】 1単位 = 10.33円

- ・ 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 I
 - a 要支援1 529単位
 - b 要支援2 656単位

- ・ 併設型ユニット型短期入所生活介護費 I
 - a 要介護1 704単位
 - b 要介護2 772単位
 - c 要介護3 847単位
 - d 要介護4 918単位
 - e 要介護5 987単位

- ・ 機能訓練指導体制加算 12単位
- ・ 夜間職員配置加算(Ⅱ) 18単位
- ・ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

- ・ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 算定する単位数の13.6%に相当する単位数
(上記加算については2024.6.1より含まれます)

- ・ 送迎加算 184単位(送迎を行った場合)

(注) 上記加算については、加算必要要件が変更になる場合があります。

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援1・2又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 利用者に提供する食事の材料・調理コストに係る費用は別途いただきます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者の負担となります。

① 食事・調理コスト代	1,700円 (朝食 380円、昼食 690円、夕食 630円) 利用負担軽減者 第1段階 300円 第2段階 600円 第3段階① 1,000円 第3段階② 1,300円
② 居住費	2,100円 利用負担軽減者 第1～第2段階 880円 第3段階① 1,370円 第3段階② 1,370円
③ 日常生活費	実費
④ 複写物の交付	10円
⑤ 行事参加費・嗜好品	実費
⑥ 理容料	実費

【サービスの概要と利用料金】

- ・ 介護保険給付の支給限度額を超えてサービス利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。
- ① 食事の材料の提供(食事材料費・調理コスト)
利用者に提供する食事の材料及び調理に係る費用です。
- ② 居住費
利用者に提供する居室の光熱水費・改修費等に係る費用です。
- ③ 日常生活費
皮膚乾燥予防用品など、利用者が特別に希望する日常生活品です。
- ④ 複写物の交付
利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、お申し出ください。
- ⑤ 行事参加費・嗜好品
入場料・交通費・行事諸雑費等行事に参加する場合に必要な費用、利用者が特別にご希望の飲食物、外出時の食事代等の費用です。
- ⑥ 理容料
近隣の理容室・美容室・出張による理美容サービスの費用です。

☆ 経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までに説明します。

(3) 利用料金の支払い方法(契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスにおいて、サービス利用の1か月ごとに計算を行い、原則ご利用者側指定口座から、翌月27日に自動引き落としとさせていただきます。

(4) 緊急時の対応について

サービスを利用中にご利用者の体調の変化(発熱、血圧の変動等)において医療機関への受診が必要な場合は、利用者又は家族等で受診していただくこととなります。

その他、緊急を要する場合は医療機関と連絡を取り対応します。

(5) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出てください。
- 利用予定日の前の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日利用料金の1割又は2割 (自己負担額相当額)

- サービス利用の変更・追加の申出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を利用者に提示して協議します。

5. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

① 苦情受付窓口(担当者)

(職名) 生活相談員

② 受付時間 毎週 月曜日 ~ 金曜日 9:00 ~ 17:00

また、苦情受付ボックスを設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

三重県健康福祉部 長寿介護課 居宅サービス班	所在地：津市広明町13番 電話番号：059-224-2262 F A X：059-224-2919 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00
亀山市健康福祉部 長寿健康づくり室	所在地：亀山市羽若町545番地 電話番号：0595-84-3316 F A X：0595-82-8180 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会 介護保険苦情処理係	所在地：津市桜橋2丁目96番 三重県自治会館 電話番号：059-222-4165 F A X：059-222-1466 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00
三重県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地：津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館 電話番号：059-224-8111 F A X：059-213-1222 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

亀山愛の里デイサービス
重要事項説明書 (通所介護)

社会福祉法人 如水会

三重県亀山市川合町 1288-4

TEL (0595) 84-1500

FAX (0595) 84-1501

通所介護「亀山愛の里デイサービス」重要事項説明書

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 如水会 |
| (2) 法人所在地 | 岐阜県揖斐郡大野町大字大野字上城東 742-14 |
| (3) 電話番号 | 0585-35-7717 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 佐々木 史郎 |

2. ご利用施設

- | | |
|-------------|---|
| (1) 施設の名称 | 亀山愛の里デイサービス(三重県指定 第 2470400645 号) |
| (2) 施設の所在地 | 三重県亀山市川合町 1288-4 |
| (3) 電話番号 | 0595-84-1500 |
| (4) 管理者の氏名 | 北 民雄 |
| (5) 開設年月 | 平成25年5月1日 |
| (6) 利用定員 | 20名 |
| (7) 施設の運営方針 | 当施設は、要介護状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。 |

3. 職員の配置状況

管理者	1 名
生活相談員	1 名以上
看護職員	1 名
介護職員	4 名
管理栄養士	1 名

4. 営業時間

- (1) 営業日
毎週 月・火・水・木・金・土曜日
*ただし、年末年始の12月31日～1月3日は定休日とします。
- (2) 営業時間
午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間は午前9時～午後5時までの間とします(送迎時間は含まず)。

5. 通所介護のサービスの内容

- (1) 機能訓練サービス
グループワーク、行事的活動、体操、趣味の活動等のサービスを提供します。
- (2) 日常生活上の援助
排泄・移動の介助やその他必要な身体の介護を行います。

(3) 食事サービス

食事の準備・後始末、食事摂取の介助や、その他必要な食事の介助を行います。

(4) 入浴サービス

① 一般浴槽あるいは特殊浴槽による入浴を提供します。

② 衣服の着脱、身体の清拭・洗髪・洗身、その他必要な介助を行います。

(5) 健康管理の確認

(6) 送迎サービス

専用車両により送迎を行います。

(7) 相談・助言等

日常生活における介護等に関して相談に応じ、助言を行います。

6. 利用料金

(1) 基本料金

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び世帯収入により、法令等で定められた負担割合となります。

(以下は1日あたりの自己負担分(1割負担分)です。)

① 施設利用料

	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
[3時間以上4時間未満]	368 単位	421 単位	477 単位	530 単位	585 単位
[4時間以上5時間未満]	386 単位	442 単位	500 単位	557 単位	614 単位
[5時間以上6時間未満]	567 単位	670 単位	773 単位	876 単位	979 単位
[6時間以上7時間未満]	581 単位	686 単位	792 単位	897 単位	1003 単位
[7時間以上8時間未満]	655 単位	773 単位	896 単位	1018 単位	1142 単位
[8時間以上9時間未満]	666 単位	787 単位	911 単位	1036 単位	1162 単位

② 入浴介助加算(I) 40単位

③ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

*介護職員処遇改善加算Ⅰ(59/1000)

*介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(10/1000)

*地域区分6級地 10.27円(1単位)

*介護職員等ベースアップ等支援加算(1.1%)

(2) その他の料金

次の品目については、介護保険給付対象外であるため、全額実費(10割負担)となります。

① 食材料費 640円

7. 医療について

万一、「亀山愛の里デイサービス」ご利用中に容態の変化等があった場合には、下記関係医療機関とご家族様に速やかに連絡を取り、必要な対応を行います。

医療機関の名称	亀山市医療センター
所在地	亀山市亀田町 466-1

8. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族・利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じるものとします。

9. 賠償責任

居宅サービスの提供に伴って事業者の責に帰する事由によって、契約者が損害を被った場合、事業者は契約者に対して、損害を賠償するものとします。

契約者の責に帰する事由によって、事業者が損害を被った場合、契約者及び代理人は、連帯して事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

10. 苦情申し立て窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設担当者までご相談ください。責任を持って調査、改善をさせていただきます。

- ・担当者 生活相談員
- ・電話番号 0595-84-1500

上記で解決できない場合は下記の相談窓口をご利用ください。

三重県医療保健部 長寿介護課	所在地：三重県津市広明町13番地 電話番号：059(224)3327 F A X：059(224)2919 受付時間：毎週月～金曜日 9:00～17:00
亀山市健康福祉部 長寿健康課	所在地：三重県亀山市羽若町545番地 電話番号：0595(84)3316 F A X：0595(82)1466 受付時間：毎週月～金曜日 9:00～17:00
国民健康保険連合会介 護保険苦情処理係	所在地：三重県津市桜橋2丁目96番 三重県自治会館2階 電話番号：059(222)4165 F A X：059(222)1466 受付時間：毎週月～金曜日 9:00～17:00
三重県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地：三重県津市桜橋2丁目131番地 三重県社会福祉会館 電話番号：059(227)5145 F A X：059(227)6618 受付時間：毎週月～金曜日 9:00～17:00